

関心があったと思われるが、残念ながら歴史資料館としては各自治体に対して今回のアンケート結果などの情報提供にとどまらざるをえないとのことであった。これは、福島県歴史資料館が指定管理者制度によって、かたちの上では県の組織から切り離されているため、県下各自治体に対して指導はもちろん助言することも難しい立場に置かれているのが原因である。

「公文書等の管理に関する法律」（公文書管理法）を市町村レベルにまで波及させていくためには、各都道府県の公文書館機能を持つ組織の果たす役割がこれまでになく必要とされると思われるが、現実には、福島県にとどまらず一部の自治体に導入されている指定管理者制度が大きな足枷になっているという問題を克服しなければ、十分な役割を果たすことは不可能である。公文書管理法施行に備えて、全史料協は指定管理者制度のあり方について真剣に打開策を考えるべきであろう。

また、小暮報告では各自治体が公文書管理法に対して消極姿勢（または関心の低さ）である理由の一つに、情報公開法が施行されても、住民からの開示請求が微々たるものに止まっていることを挙げていた。公文書管理法は国民の知的財産であると同時に行政の説明責任を果たすものと位置づけられている。すなわち、行政側は、国民が「知る権利」を行使した場合に備えて適切な対応をとれるような準備を整えておくということであって、あくまでも主権者である国民が権利を行使しなければ法律そのものが空洞化するおそれがあるのである。このことは、国民の一員として私たちも充分自覚しておかなければならないことであるし、文書館においては普及活動の一環として、情報公開法の積極的活用についても積極的に採り上げていくべきであろう。

さて、今大会は公文書管理法成立を受けて、今後の全史料協としての取り組みはいかにあるべきかが問われるものであったと思われるが、まだ法律そのものの理解や共通認識

司会者はこう見た

人間文化研究機構国文学研究資料館 加藤 聖文

小暮報告は、福島県内における自治体史編纂事業によって収集された資料の管理状態、また公文書管理法公布によって、県下自治体の公文書に対する管理意識がどのように変化したのか（またはしなかったのか）がうかがえる興味深い報告であった。

おそらく、参加者の多くは今回のアンケート調査の結果を踏まえて今後、福島県歴史資料館としてどのような取り組みをするのかに

も充分ではなかったと思われる。次回大会では、法律学や行政学を取り入れたより突っ込んだ議論が期待されるが、全史料協としては単に公文書管理法ができて万歳ということで止まるのではなく、やはり国民の知る権利を

保障するためにどのような具体的な行動が可能なのか、このことを単なる組織内の技術的な内輪話に押し込めることなく、利用者の立場というより社会的な視点に立って再検証する必要があるのではなかろうか。